

G (ガバナンス)

コーポレート・ガバナンス

マテリアリティ

コンプライアンスの徹底・人権の尊重 リスクマネジメントの強化

上場企業として社会的使命と責任を果たし、継続的な成長・発展を目指すためには、コーポレート・ガバナンスの充実が重要な経営課題であり、マテリアリティでもコンプライアンスの徹底・人権の尊重とリスクマネジメントの強化を定めています。



コーポレートガバナンス

コンプライアンス

基本的な考え方



三菱倉庫グループは、法令遵守を基盤とし、高い倫理基準を持って事業活動を行うことが重要課題のひとつであると強く認識しています。「三菱三綱領」「行動基準」に則り、コンプライアンスを徹底することで、お客様や取引先、地域社会との信頼関係を大切にし、公正で透明性のある企業活動を通じて社会に貢献します。

さらに、企業活動に伴うさまざまなリスクを理解し、適切に対応することを通じて、コンプライアンスの推進とリスクマネジメントを一体化させ、企業基盤を築きます。

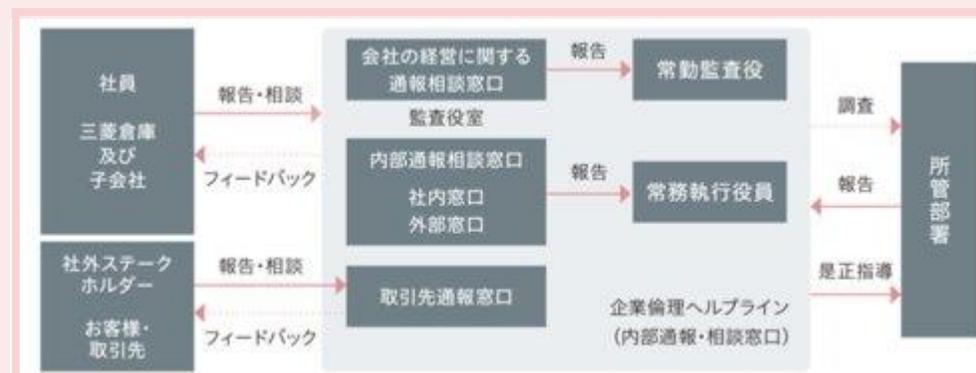
内部統制・コンプライアンス委員会

2006年9月にCSR・コンプライアンス委員会を設置し、当社グループにおけるCSR活動を推進してきましたが、2021年度にCSRにかかる内容についてはサステナビリティ委員会に、コンプライアンスにかかる内容については内部統制・コンプライアンス委員会にそれぞれ引き継ぎ、さらに取組みを強化しました。毎年開催している内部統制・コンプライアンス委員会では、「内部統制報告書」の内容や、「行動基準」遵守状況の自己点検に基づいたコンプライアンス改善のほか、内部通報にかかる傾向とその対応や今後の取組みについて審議しています。内部統制・コンプライアンス委員会は、より現場に近い各支店の支店長も参加し、各種対応を通じコンプライアンス体制の維持・強化につなげていきます。

内部通報制度

当社グループでは、企業倫理ヘルプライン（内部通報・相談窓口）を社内及び社外（第三者機関）に設置し、法令・会社規則等の違反、ハラスメント、または違反するおそれのある行為の早期発見及び未然防止、再発防止に努めています。いずれも賄賂等を含む腐敗防止を取り扱い、機密性・匿名性を担保しています。また、当社グループ役員・社員を対象として毎年12月に実施する行動基準アンケートにおいて、内部通報制度の認知状況を継続的に確認すると同時に利用を促しています。なお、2024年度の企業倫理ヘルプラインの受付・対応件数は28件でした。すべての通報については必要な調査を行い、適切に対応を進め、是正につなげていきます。

企業倫理ヘルプライン（内部通報・相談窓口）の流れ



コンプライアンス教育・研修

各階層別研修、自己点検 (Web アンケート)、行動基準アンケートを通じて社員一人ひとりに企業倫理に基づくコンプライアンス意識の向上・浸透を図り、良好な職場環境の構築を目指しています。自己点検は、当社及び国内グループ会社のみならず、海外グループ会社にも英語対応で実施しています。

実施方法	内容
各階層別研修	管理職を含む全社員の階層別研修等において、インサイダー取引防止規則、下請法、ハラスメント等、各階層に必要なコンプライアンスの知識向上のための研修を実施しています。
自己点検 (Webアンケート)	当社グループ内における階層・インサイダー違法等の諸取防止方針を含むコンプライアンス意識の浸透状況を確認するため、グループ会社全社員に対して自己点検 (Webアンケート) を毎年実施しています。
行動基準アンケート	当社グループ全社員を対象に行動基準アンケートを実施し、腐敗防止方針の社員への周知度を確認しています。

「CSR・コンプライアンスハンドブック」を発行し、当社及び国内当社グループ会社の全役員・社員がいつでも参照できるようにしています。なお同ハンドブックには賄賂・インサイダー取引・接遇等を含む腐敗防止方針についても掲載することで、全社員が閲覧できるようにし、周知徹底を図っています。2025年度には、各国・地域で働くすべての社員に確実に浸透させることを目的として、「パーパスブック」を発行しました。本冊子には、パーパスの浸透に加え、理念体系や行動基準を掲載しており、グローバルでの社員理解を促進するため、英語、中国語、インドネシア語、タイ語への翻訳も行っています。

コンプライアンス・人権相談窓口

当社グループの役員・社員等によるコンプライアンス違反行為 (法令違反、不正行為、利益相反・贈収賄等の腐敗行為等) や、当社グループが関与する人権問題について、お取引先の皆さまからの相談を受け付けております。



コンプライアンス・人権相談窓口

人権の尊重、サプライチェーンマネジメント

人権尊重の取組み

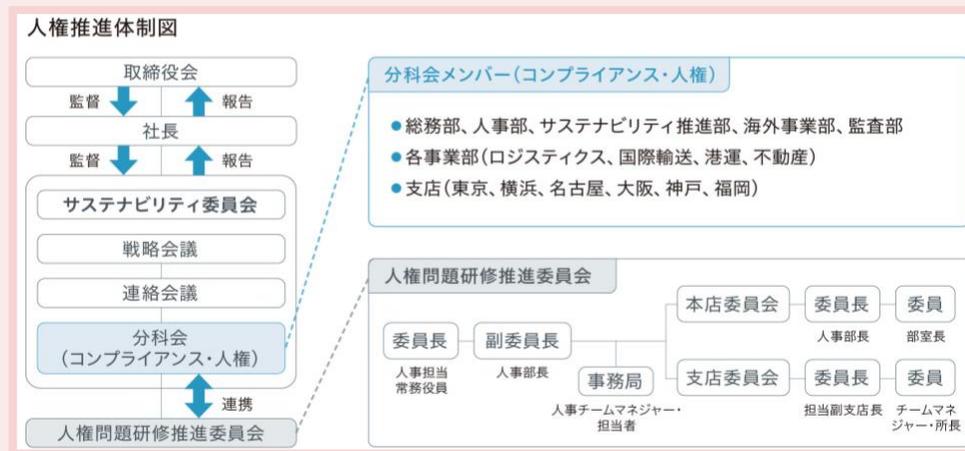
当社グループは、企業の人権尊重責任を果たすために、2023年1月に三菱倉庫グループ人権方針を制定しました。その方針の中で、当社グループは「国際人権章典」及び国際労働機関(ILO)の「労働における基本的原則及び権利に関する宣言」・国連の「ビジネスと人権に関する指導原則」に準拠し、人身取引を含むいかなる強制労働、児童労働も認めない等人権の尊重を推進しています。また、結社の自由及び団体交渉権を支持するとともに、あらゆる差別やハラスメントを禁止し、人権・宗教・性別・年齢・身体的障がい・国籍等の多様性を尊重します。さらに各人の強み・能力・意思に応じた成長の機会を提供できる企業を目指しています。本方針の公表を通じて、当社グループの役員・社員に加え、すべてのステークホルダーに対しても、人権尊重への配慮を要請しています。なお、取引先に対しては、定期的にサステナビリティアンケートを通じて本方針への支持を求めることにより、人権に関する期待を明確に伝達しています。

2023年度から人権デュー・ディリジェンスを実施し、外部専門家の意見も取り入れながら物流・不動産業界に属する当社グループの観点から、優先的に対応すべき人権リスクの特定を行いました。2024年度からは、これらの人権リスクの予防・軽減に向けた取組み施策 (国内グループ全体での人権研修実施、取引先が利用できるコンプライアンス・人権相談窓口の設置等) の策定・実行及び情報開示に継続して取り組んでいます。また、当社グループで働く方が利用できる内部通報制度や、サプライチェーンや一般市民等、当社社員以外も利用できる外部相談窓口の設置、取引先の方が利用できるコンプライアンス・人権相談窓口の設置を行い、人権に関する相談や通報を受け付けています。いずれも通報者が不利益な扱いを受けることのないよう、法的な要請等がない限り匿名での通報が可能であるとともに、寄せられたすべての情報の秘密保持を徹底しています。また、採用時の公的書類での年齢確認等の実施や、労働時間や賃金等を提示し応募者が合意した上での雇用、最低賃金を超えた生活賃金の支払への取組み等により、強制労働や児童労働等を含む人権侵害の防止に努めています。



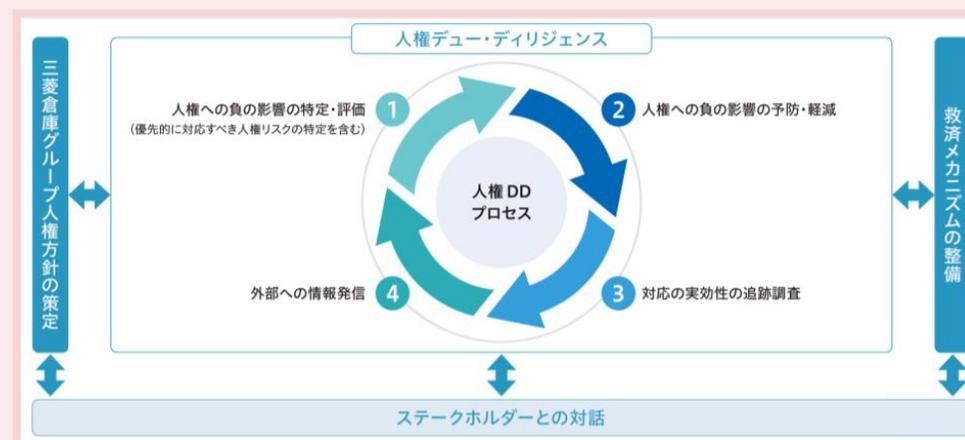
三菱倉庫グループ人権方針

人権推進体制図



当社グループは、人権を尊重する取組みの一環として、社長主宰の「サステナビリティ委員会」を設置し、その審議内容や取組み状況について取締役会へ定期的に報告しています。また、人権尊重に関する日常的な責任については人事部が担い、各部門と連携しながら施策の企画・推進を行っています。

人権デュー・ディリジェンスの取組み



優先的に対応すべき人権リスク (影響を被るステークホルダー)

- 救済窓口へのアクセス (すべての人々)
- 健康と安全 (労働者 (自社・グループ会社 / サプライヤー等))
- 人種、宗教、出身、障がい、年齢、性別等に基づく差別 (労働者 (自社・グループ会社))
- 商品・サービスの安全性 (顧客・地域社会)
- 適切な表示・説明 (顧客) 挿入

英国現代奴隷法に関する声明

[英国現代奴隷法に関する声明](#)

サプライチェーンマネジメント

サステナブル調達方針

当社グループは、持続可能な社会の実現に向けて責任ある調達活動を推進する姿勢を明確に示すため、2025年7月に三菱倉庫グループサステナブル調達方針を策定しました。取引先の皆さまには、当社グループと連携し、ともに本方針に基づく活動を実践していただくことを期待します。

[サステナブル調達方針](#)

サステナビリティアンケート

2021年度から取引先の皆さまに向けたアンケートを毎年実施し、その結果を、取引先の皆さまにフィードバックしています。アンケートの設問は、社会情勢の変化に合わせて見直しています。今後も継続してアンケートを実施することで、三菱倉庫グループ各種方針の内容を周知し、サプライチェーン全体で持続可能な社会を実現していきます。

リスクマネジメント

リスクマネジメントの考え方



当社グループにおけるリスクマネジメントシステムの有効性の維持・向上を目的として、グループリスクマネジメント規則を制定するとともに、グループリスクマネジメント委員会を設置し、平時から事業を取り巻く全方位的なリスクを検証し有事に備えています。

また、2025年度にはリスクマネジメント活動を強化するため、リスク管理の専門部署としてリスクマネジメント部を設置しました。部の取組みとして、役職員に対する啓発、教育・訓練を通じてリスク感性を高め、当社グループ全体で健全なリスクカルチャーを醸成していきます。

リスクマネジメント基本方針

当社グループでは、企業理念を実現する上での不確かさの影響をリスクと定義し、リスクを適時・適切に特定・分析・評価し、リスク対応計画の策定・実行及びモニタリング・レビューを通じて負のリスク顕在化の頻度及び影響度を極小化することを基本方針として、基本目的及び行動指針に基づきリスクマネジメントシステムの有効性を維持しています。

リスクマネジメント基本目的

- 企業価値の向上
- 安定的な事業継続
- あらゆるステークホルダーとの信頼関係の維持・向上

リスクマネジメント行動指針

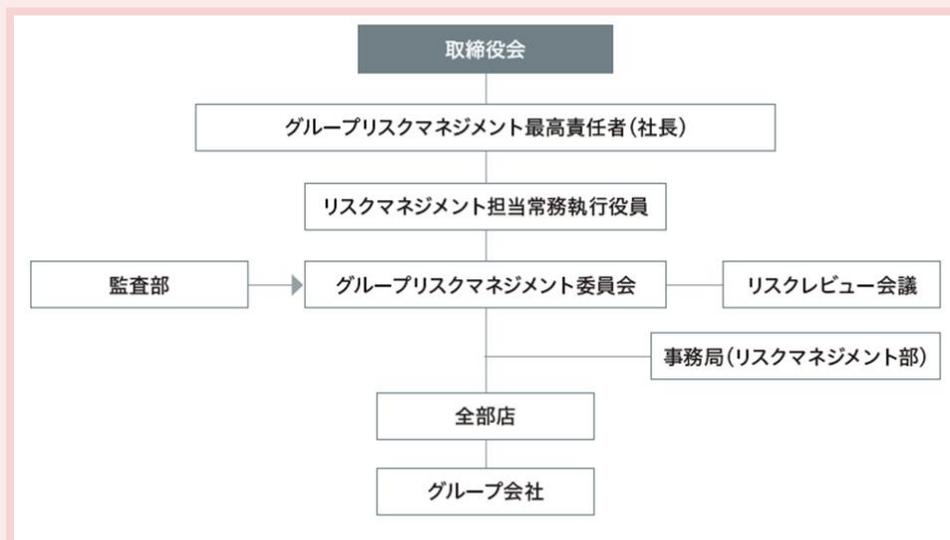
- 事業計画と一体性のあるリスクマネジメント体制を整備し、当社グループ全体で適切なリスクテイク及び的確なリスクコントロールを支える環境を整えます。
- 役職員に対する啓発、教育、訓練を通じてリスク感性を高め、当社グループ全体で健全なリスクカルチャーを醸成します。
- リスクインテリジェンス活動を強化したうえで新興リスクを含めて適切なリスクアセスメントを実施し、重点的に取組むリスクを特定します。
- 当社グループにおけるすべてのリスクについて管轄部門を選定した上でリスク対応計画を策定し、PDCAサイクルマネジメントを実施します。

リスクマネジメント体制図

社長をグループリスクマネジメント最高責任者とし、リスクマネジメント担当常務を委員長とした「グループリスクマネジメント委員会」を設置し、子会社を含めた当社グループ全体でリスクマネジメント活動を推進しています。「グループリスクマネジメント委員会」では、リスク管轄部門からの報告をもとに、リスクの網羅的な把握を行い、評価・分析及び対策について協議し、今後の方針を定めています。

また、危機事態の発生時には、対応要領を定めた危機管理基本マニュアルに基づいて迅速かつ的確な初動対応を行うことにより、影響の拡大防止及び早期の収束に努めます。

リスクマネジメントシステムの有効性については、監査部による独立した立場からの内部監査により評価を受けます。



PDCAサイクル

外部環境の変化は激しさを増し、不確実性を高める要因も増加する中、地政学リスク・ESG 関連リスクの高まりや、ステークホルダーからの期待や当社グループの内部環境の変化もふまえ、中長期視点のリスクを加えることで、あらためて網羅的にリスクを分類・整理しました。PDCAサイクルに基づいて、事業の継続性に影響を与える要素や、企業への信頼やイメージに影響を与える可能性のある要素等を定期的に見直し、リスクの評価や分析、対策立案等を継続的に行っています。

リスクアセスメントとリスク対応

グループ会社を含めた全体のリスクの特定、分析、評価にあたっては、網羅性を確保する観点から100項目以上のリスク事例を基にリスクアンケートを実施しています。各リスクは「影響度」と「発生頻度」の二軸で分析を行っており、全社リスクマップを作成、可視化を行っています。アンケートの分析結果に加え、当社の経営計画、社会情勢、リスクへの取り組み状況等をふまえ、毎年度重点取組リスクを選定、対応計画を策定し実行しています。



リスクレビュー会議

大規模投資、M&A、新規エリアへの進出等において、リスクの把握、対策をしたうえで適切なリスクテイクを促進し挑戦することを支えるための仕組みとして、リスクレビュー会議を設置しました。リスクを十分に洗い出し、策定されたリスク低減策を評価することで当該投資等の是非を判断する材料とします。会議のメンバー及びリスクレビュー会議対象案件の承認プロセスは下図のとおりです。

● 会議メンバー

当該役員等の担当部の部長または担当者、当該投資等のリスクに関係するコーポレート部門の部長

● リスクレビュー会議対策案件の承認プロセス



常務会は、レビュー結果をふまえて、投資の是非を協議します。

情報セキュリティ

基本的な考え方



当社グループは、重要インフラを担う事業者として情報セキュリティの維持・向上を重要課題と強く認識し、当社グループのすべての事業及び業務における基本的な考え方として「情報セキュリティ基本方針」を制定しています。

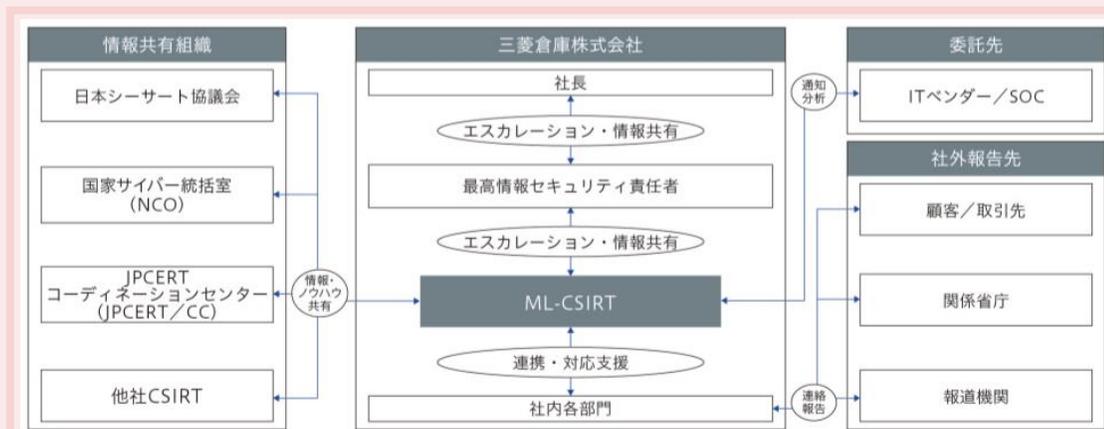
近年、サイバー攻撃はますます複雑化・巧妙化しており、私たちをとりまく脅威は増大の一途をたどっています。そのような状況において、お客様に安全・安心で価値のあるサービスを提供しつつ、豊かで持続可能な社会を実現するには、組織的、物理的、技術的なあらゆる面から情報セキュリティ対策を施し、継続的に強化、改善することが必要であると考えています。

[情報セキュリティ基本方針](#)

情報セキュリティ管理体制

最高情報セキュリティ責任者（CISO）のもと、情報セキュリティインシデントに対応するための組織（CSIRT）を設置して、グループ全体のセキュリティレベル向上に取り組んでいます。当社CSIRTは ML-CSIRTという名称で、サイバー攻撃や情報漏えい等インシデント発生時の迅速な対応や被害拡大防止、並びに平時の役職員向けセキュリティ教育、フィッシングメールや標的型攻撃メールへの対応訓練、システムの脆弱性診断等の情報セキュリティ強化活動を推進しています。また、日本シーサート協議会や国家サイバー統括室等外部との情報・ノウハウ共有を通じて情報セキュリティ強化に努めています。

情報セキュリティ管理体制図



情報セキュリティ強化の取組み



●管理規定類の整備

情報セキュリティ関連の規定や基準・マニュアル類を整備し、それらに基づいて各種対策を実施してきました。近年複雑化・巧妙化し増大するセキュリティリスクに対応すべく、2024年度に NIST（米国国立標準技術研究所）のCybersecurity Framework 2.0を参考に体系、内容を見直し、体制、管理策を強化しました。

●情報セキュリティ教育・訓練

役職員のセキュリティ意識を高める取組みとして、MLCアカデミーにおいて「DX 実現のための情報セキュリティ対策」をテーマにしたオンライン講座を開催しています。この講座では、管理規定や日常業務に必要なセキュリティ対策等、基本的な知識のほか、サイバー攻撃手法やそれらへの対応等、より実践的な内容についても紹介しています。また、フィッシングメール、標的型攻撃メールへの対応訓練や、セキュリティに関する認知度を測るアンケート等も実施しています。日々進化するサイバー攻撃に対応できるよう、教育・訓練の内容や種類、実施回数を継続的に拡充しています。

●その他の取組み

重要なIT資産を管理するエリアでは、入退室管理を徹底しています。また、ネットワークやデータストレージの冗長化、変更不可能・改ざん防止ストレージの導入等、物理的な対策も強化しています。クライアントPCやスマートフォン等のデバイスを管理するツールやウイルス対策ソフトウェア、EDR（Endpoint Detection and Response）の導入、第三者による ASM（Attack Surface Management）、システムの脆弱性診断の実施等、技術的なセキュリティ対策にも積極的に取り組んでいます。